

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保育士登録簿等
行政機関等の名称	京都府知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部こども・子育て総合支援室
個人情報ファイルの利用目的	保育士登録簿に係る事務のために利用する。
記録項目	1. 登録 No、2. 登録年月日、3. 漢字氏名、4. カナ氏名、5. 旧姓/通称名、6. 生年月日、7. 性別、8. 本籍地名、9. 資格要件、10. 卒業/合格年月、11. 訂正等に係る事項
記録範囲	保育士登録等決定を受けた者
記録情報の収集方法	（相手方）保育士登録等申請を行い、保育士登録決定を受けた者 （手段）保育士登録等申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）健康福祉部こども・子育て総合支援室
	（所在地）京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	記録項目に変更が生じたときは、児童福祉法施行令第 17 条の規定により、遅滞なく登録証の書換え交付を申請しなければならない。保育士の登録がその効力を失ったときは児童福祉法第 18 条の 20 の規定により、都道府県知事はその登録を抹消しなければならない。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	